

江差町民野球場ネーミングライツパートナー募集要項

1 目的

江差町は、江差町民野球場への愛称を命名する権利（以下「ネーミングライツ」という。）を民間企業等に付与することによって、公民連携を推進するとともに、新たな財源を確保し当町の財政の健全化に寄与することを目的として、ネーミングライツの取得を希望する民間企業等（以下「ネーミングライツパートナー」という。）を次のとおり募集します。

2 施設概要

(1) 名称 江差町民野球場

(2) 所在地 桧山郡江差町字砂川225番地

(3) 施設規模等

1. 観客収容人数 3,030 人

- ・メインスタンド席 200 人、内野ベンチスタンド 126 人 (147.6 m²)
- ・内野盛土スタンド 274 人 (164.6 m²)
- ・外野芝スタンド 2,430 人 (1,489.7 m²)

2. グランド 面積:13,457.8 m²、

- ・内野 3,334.6 m²、外野 10,123.6 m²、センター122.0 m²、両翼 97.6 m²

3. メインスタンド 構造：鉄筋コンクリート 2F

- ・建築面積 229.7 m²
- ・述べ床面積 354.19 m² (1F229.7 m²、2F124.49 m²)
- ・最大高さ 4.72m
- ・内部施設 本部席、事務室、トイレ：男子-大2、小6、女子-大3、身障者1

4. 照明灯 照明柱数 6 基 H=19m（電撃殺虫器）

- ・投光器数 1 基当 1Kw、投光器 18 灯×6 基=108 基
- ・平均照度 241lx、内野 450lx、外野 190lx

5. 付帯施設

- ①バックネット H=12m W=25m
- ②ファールボール H=12m
- ③バックスクリーン H=11.5m W=21m
- ④散水栓 6ヶ所
- ⑤トイレ浄化槽 対象人数110人

6. 施設運営方式

- ・「江差町スポーツ施設条例」に基づく町営方式

7. その他

- ・利用者数：平成28年度 2,117人、平成27年度 5,136人、平成26年度 2,238人
※観客数は含まれていません。

3 募集概要

(1) 募集の内容

江差町民野球場の愛称（条例・規則等で定める名称を変更するものではありません。）

(2) 契約期間

5年間

(3) ネーミングライツ料

年額 300,000円以上

(4) 愛称の使用開始時期

平成30年4月1日を予定

(5) 付帯権利（ネーミングライツ以外の特典）

契約期間中の当該施設無料利用権。

※1 民間企業等が対象施設を利用する場合に限り、民間企業等の社員や構成員等が個人で利用する場合を除きます。

※2 この権利は、利用（使用）料を免除するだけであり、利用（使用）に関して優先権を与えるものではありません。

(6) 費用の負担

① 対象施設及び対象施設敷地内の看板・標識の変更に係る費用はネーミングライツパートナーの負担となります。

② 契約期間が満了したとき、契約が解除されたときは、ネーミングライツパートナーの負担で現状復旧をしてもらいます。

③ 対象施設敷地外の看板等や道路標識などについては、それらを所有または管理している関係機関に標記の変更を要請します。

④ 江差町が発行する印刷物（パンフレット等）における標記の変更については、在庫数を勘案した上で、新規作成・内容更新・増刷などのタイミングにおいて実施するものとします。

4 募集期間

平成29年12月1日から平成29年12月29日まで

5 募集方法

次の書類を募集期間内に「6 応募書類提出先」の部署まで各1部を提出してください。なお、郵送による提出も可としますが、その場合、募集期間内の必着とします。

① 法人の場合

ア 江差町民野球場ネーミングライツパートナー申込書（様式第1号）

イ 法人の概要（沿革、事業の内容など）がわかる資料（任意様式）

ウ 印鑑証明

エ 直近2か年の決算報告書

オ 登記事項証明書

② 個人の場合（事業を営んでいる方に限ります。）

ア 江差町民野球場ネーミングライツパートナー申込書（様式第1号）

イ 身分証明書

ウ 営業証明書

エ 印鑑証明

オ 直近2か年の確定申告書の写し

③ 団体の場合

ア 江差町民野球場ネーミングライツパートナー申込書（様式第1号）

イ 団体の概要（沿革、活動の内容など）がわかる資料（任意様式）

ウ 団体の定款、規約、役員名簿またはそれらに相当する書類

エ 代表者の身分証明書

オ 代表者の印鑑証明

カ 直近2か年の決算書

6 応募書類提出先

檜山郡江差町字中歌町193番地1

江差町教育委員会 社会教育課社会教育係

TEL 01395-52-1047 FAX 0139-52-0234

e-mail: e-gakkyou@town.hiyama-esashi.lg.jp

7 申し込みできる者

法人、事業を営んでいる個人又はそれらにより構成された団体が申し込みできます。ただし、団体の場合は、代表者がいること、定款・規約・役員名簿があることが要件となります。

また、江差町ネーミングライツ実施基準「第3 応募できない者」に該当する民間事業者等は応募できません。

8 禁止されている愛称

江差町ネーミングライツ実施基準「第4 使用できない愛称」に掲げる愛称は使用できません。

9 ネーミングライツパートナーの決定及び通知

(1) ネーミングライツパートナーは、応募者のなかから江差町ネーミングライツ審査委員会の審査により決定します。

(2) ネーミングライツパートナーの決定においては、町内に本社または本店、支店、営業所がある民間事業者等（以下「町内事業者」という。）を優先することとし、町内事業者に決定しなかった場合に限り、町内事業者以外の民間事業者等の応募者の中から決定します。

(3) すべての応募者にネーミングライツパートナーに決定したかどうかを、速やかに通知しま

す。

10 ネーミングライツパートナーの公表

ネーミングライツパートナーが決定した際には、江差町の広報紙及びホームページで、愛称、契約期間、ネーミングライツパートナーの名称、所在地を公表します。

11 用語の定義

この募集要項における用語の定義は、江差町ネーミングライツ事業実施要綱（平成29年江差町告示第80号）第2条に定めるところによります。

12 その他

- (1) その他詳細については、江差町ネーミングライツ事業実施要綱、江差町ネーミングライツ導入に関するガイドライン、江差町ネーミングライツ実施基準、契約書案をご覧ください。
- (2) 本募集要項、江差町ネーミングライツ事業実施要綱、江差町ネーミングライツ導入に関するガイドライン、江差町ネーミングライツ実施基準、契約書案は、「6 応募書類提出先」に備え付けているほか、町ホームページでもダウンロードできます。